

一九三〇年代の刑事警察

野間 龍 一

刑事警察とは、警察官吏が犯罪予防と犯罪摘発に關して行ふ、法律上並に事実上の警察作用である。戦前、日本の刑事警察は殺人、強盜、詐欺、窃盜、放火などの刑法犯罪から暴力団、選挙違反事件、汚職などの政治的な犯罪を管轄し、それらを事件化するか（しないか）の判断を通して、政治・社会の両面に多大な規制力を發揮した。そうした刑事警察の機構上の變化や捜査活動の變化を追跡することは、国家が犯罪を事件化・摘発する過程で、どのような社会統制や国家秩序を実現しようとしたのかを明らかにすることにほかならない。また刑事警察を通して一九三〇年代を解明する意義は、国家（または特定の政治勢力）が犯罪摘発を武器に、どのような秩序を構築し、戦時動員につなげたのかを解明することにほかならない。

先行研究では、一九三〇年代の警察は、（一）政党が人事を通して、内務官僚を自党に取り込む過程（内務官僚の政党化）を分析する視点、（二）五・一五事件後に、政党からの自立を図った内務省「新官僚」の思想や施策を分析する視点、（三）特高警察による監視活動や弾圧を分析する視点、（四）衛生、営業などの面で様々な許認可権限を握る警察活動（行政警察）を分析する視点、から明らかにされてきた。しかし、先行研究の問題点は（一）、（二）、（三）の研究成果がうまく架橋されていないことにある。戦前の政党内閣期には、特高警察の強化と頻繁な更迭人事が同時に進行していたのであり、一九三〇年代の警察を解明するためには、政党による警察

人事への干渉が、警察活動に与えた影響を解明しなくてはならない。

したがって、先行研究を踏まえた本論文の課題は、（一）政党内閣期における内務官僚の政党化が刑事警察の人事や活動にもたらした影響、（二）五・一五事件によって政党内閣が終焉した後、内務省「新官僚」によって実施された刑事警察再編の過程、（三）一九三〇年代における刑事警察再編の意義、を解明することにある。

第一章 警察の政党化と刑事警察

本章では田中義一内閣から、戦前最後の政党内閣となった犬養毅内閣までを対象時期とした。時期の始点を田中内閣にした理由は、普通選挙の実施、それに伴う選挙干渉の激化、政党による人事介入の深刻化という特徴が挙げられるからである。先行研究における人事分析は高級官僚に限定されていたが、本章では分析の対象を広げ、中間管理職にあたる警視庁本部課長（警視）、本部係長（警部）、主任警部、警部補、そして警察署長、署僚警部（次席）の人事が、警察活動の最前線に及ぼした影響を明らかにした。

警察が政党の人事干渉を受けた理由は、警察による政治情報収集や野党候補者に対する選挙干渉が、与党の党勢拡張を大きく左右したからである。また選挙取り締まりは本部、高等警察、刑事警察、警察署によって行われたため、政権交代に伴い、これらのポストでは野党系幹部が更迭され、与党系幹部の就任が多くみられた。民政党系幹部の場合、政友会内閣により免官された後、民政党の選挙運動を支援する形で、党への貢献をアピールした。免官者の復職には政党系有力者のバックアップが必須であり、また政党系有力者の政治的影響力の有無が復活人事の明暗を分けたため、警察幹部は政党に癒着していくことになる。

田中内閣期、内務大臣に就任した鈴木喜三郎の下には、政友会鈴木派（月曜会員）が形成された。警視庁では宮田光雄警視總監、木島茂警務部長、久保田金四郎刑事部長ら鈴木派が主導権を握った。久保田は刑事部に政治犯罪専従部門である特別捜査課を新設する一方、憲政会内閣時代の刑事部警部・警部補を一掃した。一方、刑事部は民政党系東京市長・西久保弘道罷免事件において、民政党系関係者の切り崩し工作を行った。党派的人事政治工作、そして連続強盗事件に対する捜査ミスが重なった結果、民政党とマスコミは、警察の政党化と捜査能力の低下とを結びつけた。これにより、東京府会では民政党府議により、東京府支出の警察費（機密費）の削減案が提出された。また、帝国議会では民政党代議士によって政府の治安政策を批判する「帝都ノ安寧秩序ニ関スル決議」が提出されたりした（いずれも否決）。

浜口雄幸民政党内閣が成立すると、政友会内閣期に問題となった捜査能力の向上、政治警察のイメージ払拭のため、刑事部が再び改組された。政友会内閣期に比べれば、民政党内閣期における刑事部幹部の入れ替えは抑制的であったが、刑事部長、捜査第一課・第二課長といった要職には民政党系幹部が拔擢されるなど、その人事刷新には限界があった。

大養毅政友会内閣が発足すると、第一八回衆議院議員総選挙を控えて、選挙違反取締を協同で管轄する総監官房高等課幹部と刑事部幹部、警察署長の三者が更迭の対象となり、民政党内閣期以上の一斉更迭が断行された。これにより警察署長、本庁総監官房高等課、刑事部幹部の大半が入れ替えられ、警察の政党化はピークに達した。

第二章 刑事警察の政党化と犯罪捜査にもたらした影響

警察の政党化や既成政党間の権力闘争が激化する中で、刑事警察には、

(一) 鑑識設備の整備事業の停滞、(二) 政治的中立性の喪失、裁判所検事局との軋轢、(三) 一斉更迭人事による本庁幹部の練度の低下、(四) 選挙取締りへの過剰な警察力投入、といった弊害が生み出された。(一)、(三)、(四)は刑事警察の政党化がピークに達した一九三二年一月の犬養内閣期以降に顕在化している。(二)では、刑事部長の頻繁な更迭によって、警視庁で導人が検討されていた手口法の整備事業が頓挫している。また内務官僚の政党化に伴う更迭人事により、捜査の実務を担う警部・警部補クラスが短期間で交代したため、(三)が深刻な問題となった。さらに既成政党間での選挙戦が激化するにつれて、(四)の弊害も大きな問題となった。たとえば、第一八回衆議院議員総選挙では、選挙期間中に血盟団事件（右翼テロ）が発生したが、警察側はあくまで選挙取締りを優先し、血盟団事件に対しては専門外の捜査第二課第一係（詐欺・恐喝担当）を投入した。さらに選挙戦がピークになるにつれ、捜査人員の規模も縮小されたため、血盟団事件の捜査は難航し、第二事件（団琢磨暗殺事件）を阻止できなかった。

第三章 警察精神作興運動における刑事警察

五・一五事件によって政党内閣が断絶し、政党の影響力が減退する中、内務省「新官僚」は政党の影響力を警察から排除し、全警察官に「国体」観念を注入すべく、警察精神作興運動を行った。警察精神作興運動の推進主体には、治安引き締めの主役である特高警察が位置づけられていた。そのため警察精神作興運動では、全警察官に「特高化」（特高と同等の知識と技能を求めること）が推進された。刑事警察の場合、①刑事警察官の「特高化」がまず求められたが、一部の成功例を除き、刑事と特高は専門性の相違などから連携困難な関係にあった。そのため内務省警保局側は、刑事

警察に右翼の不法行為を「暴力団」として摘発させた。大正期から、暴力団取締りの一環として、右翼の不法行為を摘発していた刑事警察にとつて、これは自らの専門性を生かせる任務であった。また刑事警察による「暴力団摘発」は、「愛国運動」の助長という内務省警保局官僚らの政治構想にリンクした形で拡大していく。

さらに選挙粛正運動に連動する形で、内務省警保局に、刑事警察の全国的元締めである防犯課が新設され、選挙取締りが刑事警察の主管となった。この結果、刑事警察による「不良」政治家の摘発が、「暴力団」摘発の文脈で推進されることとなった。

また内務省警保局防犯課の新設とともに、地方警察が求めてきた鑑識設備（科学捜査設備）の拡充も推進された。犯罪捜査に適合した警察指紋制度や犯罪手口制度が構築されていたが、中央集権化にはなおほど遠く、各地方ブロック内部にハブセンターを設置しただけにとどまった。

終章

刑事警察は「事後」の過程で、殺人、強盗、窃盗などの刑法犯罪から汚職、選挙違反などの政治的犯罪までを網羅的に取り扱う存在である。「事前」に全てを監視し、統制し、抑え込むような働きとは異なるが、犯罪の認定や事件化をとおして政治・社会・個人の生活に深く介入したといえる。戦前日本の政治・社会を把握するにあたっては、秩序維持にあたっていた警察の視点から社会構造、統治体制の内面を抉っていくことが重要となる。当時の政治や社会がどのような矛盾や混乱に直面し、どのようにその收拾を図ろうとしたのか。そこに国家の本質が現れると言っても過言ではない。そうした事後的な收拾行動が端的に現れる存在が刑事警察である。先行研究では特高警察などの、「事前」に思想・表現・行動の全てを統制し、抑

圧する機能が注目されてきた。また、特高が警察内部で主流を占めたことは疑いようがない。しかし、地域の末端で総合的な警察活動を担う外勤警察官ならともかく、刑事、保安、衛生、建築などの専門性の高い警察領域に属する警察官が、特高警察と同様に行動できるわけではない。戦前日本社会の治安維持の本質をたどるには、各警察領域の専門性がどこにあるのかを探ったうえで、その独自性がどのように発揮され、どのように国家の政策に反映されたのかを検討する必要がある。

一九三〇年代の刑事警察は、犯罪捜査という専門性を生かし、「暴力団」摘発などを通して、政治・社会の画面に絶大な影響力を振るったといえるだろう。

日本古代の地域社会と神社

高橋 人夢

古代の地域社会の神社は如何なる状態にあったのか、また神社に対して地域社会はどのような関係性を有していたのか、本論文では神社修造という営為を通して古代地域社会の神社の様相を明らかにすることを試みた。

古代における神社の場は神祇祭祀を執行するのみならず、建造物を有することが重要であったように思われる。しかしながら、日本の基層信仰においては建造物を用いない祭祀形態が一般的であったことは先学が示してきたとおりである。すなわち、古代神祇祭祀において建造物を用いた祭祀は後発的であり、古代国家による社殿造営政策の所産と位置づけられる。換言すれば古代国家の支配領域に社殿を造営させるという行為は古代国家の支配理念を投影するものなのである。本論文では、「地域社会」を定点点観測とし、国司・郡司・神祇職等がそれぞれ如何に地域社会の神社を維持する上での役割を果たしたのか考察した。

第一章「平安時代初期の神祇職統制」では、本題である神社修造を考究する前提として、神社の場と不可分の関係にある祭祀執行者に焦点を当て、平安時代初期の地域社会における神祇職統制の特質を考察した。平安時代初期には様々な神祇職に関する規定が整備されるが、本章ではまず神祇職の任用規定・解由制度・考課制度を検証し、地域社会の祭祀を支えている奉斎氏族に楔を打ち込み、国家支配を地域社会の末端にまで及ぼす狙いがあったと述べた。つまりは地域の神祇職を律令官僚制の枠組みに取り込

うと企図したのである。上で述べた神祇職に対する統制強化は平安時代初期にみられる郡司任用政策の変遷と軌を一にしていると推定し考察を試みた。上記のような郡司任用基準に変化をもたらす背景の一つとして、神火事件の発生を挙げることができる。神火事件は八世紀後半以降、郡司層間での郡領就任を巡る対立により頻発したものと想定されるが、神祇祭祀と郡司との密接な関係を物語る事件でもある。

また、右で考察した神祇職と郡司の関係性を更に検証するために神祇職の出身層を確かめた。若狭国若狭比古神社、備中国吉備津彦社、和泉国大鳥神社、因幡国宇倍社の個別事例の検証を積み重ねた結果、神祇職の出身層は郡司を輩出する氏族が多いとの結論を得た。すなわち平安時代初期にみられる諸政策は在地の郡司統制を図ることにより神祇職統制の円滑を狙った国家的政策の現出であった。とくに、①延暦十七（七九八）年、いわゆる班幣国幣社制の導入により幣帛班給が強化されたこと、②弘仁二（八二一）・三（八二二）年、有封社については禰宜・祝が、無封社については神戸百姓に神社修造を義務づけたことの二点が重要であり、桓武天皇による諸政策との関連を有する。

以上のように本章では、これまで必ずしも十分な論証がされてこなかった郡司と神祇職との密接不可分な関係を考察した。郡司層から僧侶が輩出され在地寺院の機能を担っていたという先行研究の指摘とも大いに関連し、郡司の俗的支配と宗教的支配は両輪の如く機能していたと結論づけた。

第二章「平安時代における神社修造」では、神社修造を行う上での基礎となる法令を確認しつつ、九世紀から十二世紀にわたる神社修造の形態を考察した。

神社修造制度は弘仁年間から貞観年間に大枠が整備されたが、特に『類聚三代格』所収の弘仁二・三年太政官符は「弘仁格」に所収され、のちの諸新制でも制度的に継承されていく重要な法令であった。さらには「官舎」

の一つとして位置づけられた神社の維持には国司在任中の責任を明確化する制度も設定された。

律令制下では国家が修造を求めて遣使を行う等、直接現地を指導することもあったが、国司の下で神社修造と密接に関与する郡司の姿を見出せる。つまり、地域社会で修造を実施するためには郡司の協力が不可欠であったと考えられる。郡司が修造に関与した実例を長野県屋代遺跡群出土木簡と「熱田神宮文書」承和十四（八四七）年太政官案で確認し、また『左経記』と『時範記』の受領の下向記事から国司の下で神社修造の実質を担う郡司の姿を看取した。摂関期の「郡司」はかつての郡司とは異なり受領の手足となり国衙行政を担う在庁官人ではあるものの、郡司の役割を継承しながら国衙行政に携わっていたと考えた。古代以来、国司と郡司の間には「郡充」とも呼称できるような重層的な加徴関係が築かれており、修造体制は形態を変容させながらも中世社会へと継承されていたのである。

さらに、仁安三（一一六八）年の「巖島神社神主佐伯景弘解」（『芸藩通志』）、寛弘六（一一〇九）年の「江匡衡申美濃守状」（『本朝文粹』巻六）に、十一世紀以降は格式の規定とは異なり、受領の「成功」により修造が行われていたという記載があることから、香取社・杵築社の修造を具体的に検討した。香取社は莫大な神戸を有する一方、『小右記』万寿四（一一〇二）年八月八日条と『朝野群載抄』永久四（一一一六）年下総国司重任申文の記述から、修造を行うために重任を申請する受領が存在していたことが明らかに、修造方法が「延喜式」段階から変化していると指摘した。杵築社については、長元四（一一〇三）年の顛倒・託宣事件で出雲守橘俊孝が国家に過大な要求を行いながらも、神威を背景として異例にも受け入れられていく過程を追い、託宣の背景に杵築社の神祇職と出雲国の在庁官人の存在を想定した。長元度以前の修造は、「出雲国正税返却帳」の記述から正税支出であった一方、長元度以降は受領の「成功」によって行

われていたと考えられる。

右のような修造形態の変化を筆者は『類聚符宣抄』長保四（一一〇二）年宣旨を画期としてみた。この宣旨以降は受領が重任の功を求めて地域社会の神社の修造に積極的に関与するようになる一方、在庁官人等が修造によって得る利益も大きくなるため、双方の要請により修造が進められたと考えられる。以上、神社修造に関する法令と神社修造の実態を考察することにより、制度的枠組みが弘仁年間から貞観年間では確立し、修造に伴う人的関与や経済的負担等は社会情勢に応じた体制へと変化していったと結論づけた。

第三章「平安時代中期の地域社会の神社——「上野国交替実録帳」・『今昔物語集』巻十九32を事例として——」では、国家から重要視された神社のみならず地域社会に遍在している神社に焦点を当て、そのような神社が平安時代中期頃如何なる状態にあったのか、「上野国交替実録帳」・『今昔物語集』を主な検討材料として解明を試みた。

考察の前提としてまず「上野国交替実録帳」（以下、「実録帳」とする）の書誌を整理し、長元三（一一〇三）年頃前任国司と新任国司との交替に際して作成された不与解由状の草案であることを確認した。「実録帳」中において修正記号が付されている場合は、前司在任時に建物の状態に何かしらの変化が生じたと推測されていたが、現存の「神社項」が「無実」・「破損」いずれを記しているものなのかは判然としない。そのため、本論文では建物の状態が好転したとは考えにくいと推察した。続けて内容を検証し、①「実録帳」に記載されている官社・神階社の秩序が当時機能していたとは想定し難いこと、②「実録帳」の内実は長元三年時の実態を反映するものではなく、神社の建物の状態が良好であったとは想定しにくいことを論述した。ただしのちに一宮・二宮になる抜鋒社と赤城社には定期造替の制度が存在し、前司在任時に両社とも修造を行った旨が明記されていること

から、一国内に朽損した神社と国司により修造される神社が併存していると考えた。さらには「実録帳」の記載からも前章で触れた長保四年宣旨の有効性を傍証した。

続けて検討した『今昔物語集』巻十九³²は、陸奥守平維叙が国内巡行の折に「小サキ仁祠」を発見し、在地の庁官の案内で修造したところ、その神の導きで次の任官を得ることに繋がったという話である。まず従来では物語として使用されることの多かった本話の史料性について検討し、ある程度の史実を踏まえて語られたものと位置づけた。本話から神社が国家の管理を受けなくなった場合、社を維持していくことが困難であったこと、換言すれば地域の神社を維持していくためには国家の管理下に置かれるということが重要であったと分かる。しかし、その一方で、地域社会の人間が神社の維持を実質的に担っており、地域社会の有力者の意向が十分に働いた上で修造されていると推測できた。つまり、本話は修造の有無が国司の任官にとって重要であったとともに、地域社会側にとっても神社の維持が必要不可欠であったことを示している。

最後に「実録帳」の記載を元に上野国分寺と定額寺の状態を確認し、仏教寺院との比較を試みた。国内寺院が衰退して行く一方で特別視されるようになる神社は、受領にとっては任国統治の安定のため、また地域社会の人間にとっては農業経営等の面で精神的紐帯の役割を果たしたため、受領・地域社会双方から信仰されたと考えた。

以上三章にわたる考察の結果、「結」では以下のように結論づけた。すなわち、十一世紀以降、受領が神社修造により積極的に関与するのは、宗教的な意義の他に修造による重任の功が受けられるという現実的な意味があった。一方で、地域社会にとっても奉斎する神社が修造の対象になることは重要であった。何故ならば、地域社会の主導者である郡司層や在庁官人といった有力者層にとって、自分達が奉斎する神社が修造の対象になる

ことは、自らの政治的權威を高めることに繋がるからである。つまり、受領と地域社会双方の思惑が一致して十一世紀以降に神社修造の進展がみられるのである。本論文で取り扱った時期の延長上には一宮制の成立が位置し、本論の考察とも深く関与することになろう。

中世後期法隆寺による所領経営の展開

竹内 惇人

本論は、中世後期の寺院経済における荘園の位置づけを再評価することを目的としたものである。

寺院経済と寺領荘園との関係性については、中世前期を中心にこれまでの多くの研究が蓄積されてきた。しかし、中世後期の寺院経済と寺領荘園との関係性については、中世後期が荘園制の衰退期という理解があったことを背景に、これまで十分な検討がなされてこなかった。しかし、室町期荘園制論の登場により、室町期が荘園制の一段階として積極的に評価されるに至った。こうした動向をふまえると、中世後期における寺院経済と荘園支配との関係性を改めて検討する必要があると言える。そこで、本論では、中世後期の法隆寺とその所領の鵜荘を素材に、①所領支配体制の変遷と実態（第一章）、②年貢収取状況と財政運営（第二章）、③在地支配の実態（第三章）、を検討することで、中世後期の寺院経済における荘園の位置づけを再考した。鵜荘に関しては「法隆寺の生命線」「根本寺領」と称されるような、法隆寺にとって極めて重要な荘園であった。故に、法隆寺と鵜荘との関係性を検討することで、法隆寺の寺院経済の全容をある程度見通すことが可能と考える。

第一章では、これまでの法隆寺の寺院構造に関する研究の成果を活かしながら、鵜荘における所領支配体制の変遷について明らかにすることを目指した。

まず、鵜荘の法隆寺内における位置づけについて注目した。鵜荘は、数少ない法隆寺領荘園の中でも、安定的な年貢収取が期待できる所領であり、寺内の最重要行事である勝鬘会の由緒に深く結びついた所領であることを明らかにした。

続いて、鎌倉期～南北朝期の支配体制の変化について検討した。まず、鎌倉後期の鵜荘の名主職を巡る別当と惣寺との軋轢について注目し、別当が名主職の補任や荘内の田地を寄進する立場であったことを指摘し、鎌倉期の鵜荘の経営が別当の手によって担われていたことを明らかにした。さらに、別当による経営体制は、嘉暦四年（一二三二）鎌倉幕府から没収された下司職が返付されたことを契機に再編が始まり、建武二年（一二三二）の別当と惣寺との間で締結された契約によって、惣寺による一円支配が新たに成立したことを明らかにした。しかし、契約締結後も、別当が在地の武家勢力と結託し、違乱行為をはたらくといった鵜荘への介入行為が応永十七年（一四一〇）まで、少なくとも三回確認できる。故に惣寺による支配が安定化するのは、十五世紀第二四半期にずれ込むことを明らかにした。

さらに、惣寺による鵜荘支配の実態についても検討した。室町期荘園制論では、年貢収取システムとして代官請負制が普及しており、外部の人間が年貢納入を請負うケースが優勢になっていくと理解されている。また、特別な事情がない限り、経営能力のある代官が複数年にわたり代官を務めるのが一般的であった。しかし、鵜荘ではこうした傾向に反して、上臈出身の預所六人が一年交代で下向して直務支配を展開していたことを明らかにするとともに、鵜荘支配の特質として再評価した。また、預所の人数が戦国中期に四人に減少することも明らかにした。

第二章は、鵜荘の年貢収取状況と法隆寺による財政運営を検討することを通して、鵜荘の経済的機能を明らかにすることを目指した。

まず、鵜荘の規模や年貢規定高と収取状況について考察した。鵜荘は公

田数約二五〇町、年貢規定高一〇〇〇石以上の荘園であり、法隆寺領の中でも屈指の規模を誇る所領であったことを明らかにした。さらに、名体制を構成する領家名・点定名・吉永名の三種のうち、永享・文安年間の年貢注進状の写が四カ年分残る、領家名の年貢取状況について分析した。結果、四カ年の内二カ年で、納入高が規定高をほぼ満たしていたことが判明し、室町中期の年貢取が安定的であったことを明らかにした。さらに、第一章で明らかにした惣寺による鵜荘一円支配の成立を背景に、鵜荘の田地や年貢の寄進主体が南北朝期を画期に別当から惣寺に移行することを指摘し、南北朝期に財政運営の主体も別当から惣寺に移行したものと想定した。鵜荘年貢の使途を網羅的に検討し、鵜荘年貢は有力院家である三経院の財源や、勝鬘会や金堂御行などの寺内の重要行事の財源となっていたことを明らかにした。以上の検討を踏まえ、鵜荘は法隆寺にとって量・質ともに重要な荘園であったと結論付けた。

次に、法隆寺による財政運営について検討した。法隆寺では、唯識講衆が惣寺の意思決定機関の役割を果たしていたが、その評定記録である『法隆寺衙年会所旧記』（以下、『旧記』）『応安年中以来法隆寺衙日記』（以下、『寺衙日記』）『五師所々記之引付』（以下、『五師』）について、書誌的検討と内容の分析を行った。特に、中世後期における唯識講衆の財政運営について、財政難の中、蔵本からの借錢や料足間の借錢を組み込みつつ、返済費用調達のために供料下行をコントロールすることで財政運営を行っていたこと、戦国初期の段階で既に、鵜荘における地下借錢の増大が、荘内行事のみならず法隆寺の財政にも影響を及ぼしていたことを明らかにした。

続いて、鵜荘の点定名について、財政上の特質と在地支配に注目して検討した。三つの評定記録の網羅的な分析により、鵜荘年貢を法会や講の料足に使用するという原則が存在していた中で、点定名年貢が、唯識講衆の評定により自由に使途を決定できる財源であったことを明らかにした。ま

た、先行研究で点定名は、鎌倉末期から南北朝期にかけて法隆寺の直轄名となり、以降は年貢未進を理由とする領家名の点定によりその規模を拡大すると理解されてきた。しかし、本論では、点定名が鎌倉期・南北朝期にかけて、相論や名主の寄進によって形成され、室町期以降、固定化したものと再定義した。また、名田が点定された場合、新たな名主を補任もしくは他の名主に預け置いていることが複数確認できることから、名田点定により点定名が拡大したという従来の理解が誤りであり、点定名と名田点定は別個に理解すべきであるという見解を示した。

第三章は、在地支配の実態という視点から、法隆寺と在地寺社の一種である寺庵との関係性、そして戦国期の寺庵の動向を説明することを課題として設定した。

まず、法隆寺と寺庵の所領の関係性について考察した。鵜荘の寺庵は先行研究において、年貢公事を負担し、史料上でも「寺庵・名主」として登場することが多いことから、名主との同質性が強調されてきた。しかし、西光寺と本住寺の事例から、法隆寺が寺庵の所持する名田をいかに扱っていたのかについて検討を行った。結果、鵜荘の寺庵の所持する名主職は「寺領」として保障されていたが、その内実は年貢・公事を他の名と同様に負担した上で、生産余剰分が法隆寺によって保障されていたと言い換えられることを明らかにした。

次に、荘園領主と寺庵の関係性を、寺庵の建立や再興という画期に着目した上で検討した。長福寺の事例では、建立を目的として法隆寺の唯識講衆の知行する畠地が在地寺庵に預け置かれたこと、現存する小字「長福寺」が、荘内の中心に当たる斑鳩寺や政所の周辺に存在すること、の二点を指摘し、法隆寺による長福寺建立への関与を明らかにした。さらに、教恩寺の事例では、法隆寺の学侶等が、建武年間に律僧の叡実上人を派遣し、名主が建立した寺庵を復興させた理由を検討した。結果、第一章で明らかに

した、建武二年の鵜荘支配を巡る契約により、鵜荘の一円支配を成立させた惣寺が、在地で崇敬を集めていた教恩寺の復興を通じ、在地支配の強化を図ろうとしたことを指摘した。加えて、戦国期の長福寺と教恩寺についても検討した。二つの寺庵の所領は戦国期の段階で有徳人の辛川氏の手に渡り、その後所領が沽却されていたことを明らかにした。その上で、戦国期の有徳人の成長や名田売買の横行の中で、寺庵の名田が寺庵以外の存在に渡ること、寺庵の持つ宗教的な性格が喪失する契機となったという見解を示した。

続いて、戦国期の寺庵の動向を検討した。まず、鵜荘の戦国期における動向を整理しつつ、寺庵が受けた影響について検討した。鵜荘では戦国期に入ると名主の大名被官化が進行し、荘内に給人が付されることが増加したが、寺庵の所領も給地化していることが数多く確認できる。有力寺庵の場合、年貢確保のため、給地化された寺庵の返付を法隆寺が要請する場合があった。しかし、中小規模の寺庵の場合、返付交渉がなされた形跡が確認できないことから、有力寺庵を除いた多くの寺庵が戦国期に宗教的性格を喪失するという見通しを示した。さらに、被官化の中で守護や給人が、禅僧に寺庵を預け置こうとした事例に注目した。特に、洞松院尼（守護の赤松政則室）が長福寺分を晏清軒玄殊という僧に付すよう命じたことに、法隆寺が反発した事例を検討した。玄殊は鵜荘に隣接する小宅荘を含む、赤松氏や浦上氏と密接な関係性を持つ大徳寺の荘主であり、鵜荘と用水相論を戦った論敵であったこと明らかにした。結果、戦国期に武家勢力と関係性を持つ禅僧が、寺庵を媒介に鵜荘に進出する動きが存在したという見解を提示した。

終章では、中世後期の領主経済研究への見通しを示した。本論では、特に中世後期の法隆寺における、鵜荘の経営体制や経済的重要性を明らかにできた。本論の成果をふまえ、寺社に限らず中世後期の領主経済全体にお

ける荘園の財源としての役割について、可能な限り定量的に分析して明らかにしていく必要性を指摘した。また、他の財源も同時に検討することによって、領主経済の総体をより精緻に理解できると指摘した。